平成２６年（フ）第２２７号
千葉県船橋市高根台６丁目22番９号
債務者　高瀬　和彦
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４号
新潟市北区川西４丁目167番地１、前住所富山県小矢部市新西226番地１　クレセントツザワ208号室
債務者　吉田　聖子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５３号
新潟市西区上新栄町６丁目３番６号
債務者　八子　正平
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７号
新潟市西蒲区巻乙188番地
債務者　中野　　茂
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５号
長野県上田市中之条1203番地１　市住Ｃ12―301号、破産申立時の住所長野県上田市上田原786番地６　コーポ上田原101号
債務者　関　　幸子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２７号
長野県上田市住吉624番地10　セジュールＫＡＮＡＩ201号
債務者　堰口　千春
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３０号
長野県上田市緑が丘１丁目４番19号　県住Ｍ１―406号
債務者　横山　弘之
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３４号
長野県埴科郡坂城町大字中之条2538番地の１
債務者　中嶋　大地
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３６号
長野県上田市殿城762番地３
債務者　長坂　美保
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３７号
長野県上田市八木沢1163番地10
債務者　武田　雅雄
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４２号
長野県千曲市上山田温泉３丁目41番地15　上山田ホテル寮第５―103号
債務者　勝見　和二
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第５４号
長野県大町市美麻14849番地
債務者　酒井　　実
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２０号
岐阜県可児市今渡1654番地１　ミューズクリオⅠ―301、前住所岐阜県美濃加茂市牧野2512番地２
債務者　オルディズ　マリタ　マドゥムこと　ＯＲＤＩＺ　ＭＡＲＩＴＡ　ＭＡＤＵＭ
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２３３号
愛知県東海市荒尾町中切41番地　コーポ上野１―Ｂ
債務者　内田　政和（旧姓岩渕）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５号
三重県伊賀市大谷662番地の16
債務者　津田よしおこと　ツダヨシオアルシデス
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４５号
三重県名張市西原町2647番地５　リファインド102号
債務者　根岸　徳義
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１８号
兵庫県姫路市飾磨区野田町170番地プレステージ野田町302号、従前の住所兵庫県高砂市米田町米田854番地の24
債務者　河知　和頼
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部